

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正について

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を次のように改正したいので、議決を求め
る。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立図書館設置条例施行規則（平成13年教育委員会規則第19号）の一部を
次のように改正する。

第27条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによ
る。

第34条を第35条とし、第28条から第33条までを1条ずつ繰り下げ、第27
条の次に次の1条を加える。

（書面審議）

第28条 会長は、緊急の必要があり協議会の会議を招集する時間的余裕がない場合
その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付
し、意見を求めることをもって協議会の会議に代えることができる。

2 前条第6項の規定は、前項の場合について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本市立図書館協議会の書面審議等に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

改正後（案）	現行
<p>第1条から第26条まで（略）</p> <p>（図書館協議会）</p> <p>第27条 条例第10条に規定する熊本市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1名を置き、委員が互選する。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p><u>6 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>7 協議会の庶務は、図書館において処理する。</u></p> <p><u>（書面審議）</u></p> <p><u>第28条 会長は、緊急の必要性があり協議会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、意見を求めることをもって協議会の会議に代えることができる。</u></p> <p><u>2 前条第6項の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>（職員）</p> <p><u>第29条</u> 図書館に副館長、主査その他必要な職員を置く。</p> <p>2 副館長の職には、当該副館長が特に担当することとされた事項を付すことができる。</p> <p>3 分館に館長その他必要な職員を置く。</p> <p>（専決）</p> <p><u>第30条</u> 熊本市立図書館長（以下「図書館長」という。）は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。）第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。</p>	<p>第1条から第26条まで（略）</p> <p>（図書館協議会）</p> <p>第27条 条例第10条に規定する熊本市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1名を置き、委員が互選する。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p><u>【新規】</u></p> <p><u>6 協議会の庶務は、図書館において処理する。</u></p> <p><u>【新規】</u></p> <p>（職員）</p> <p><u>第28条</u> 図書館に副館長、主査その他必要な職員を置く。</p> <p>2 副館長の職には、当該副館長が特に担当することとされた事項を付すことができる。</p> <p>3 分館に館長その他必要な職員を置く。</p> <p>（専決）</p> <p><u>第29条</u> 熊本市立図書館長（以下「図書館長」という。）は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。）第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。</p>

2 事務局専決規程第9条は、前項の規定により専決する場合に準用する。

3 分館の館長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 所属職員の旅行命令に関する事。
- (2) 所属職員の服務に関する事。
- (3) 分館の管理及び運営に関する事。
- (4) 分館の事業の企画及び実施に関する事。
- (5) 図書館等との連絡調整に関する事。
- (6) 前各号に準ずる事。

4 副館長は、事務局専決規程第5条に規定する事項を専決することができる。

5 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。

(館長の職務の代行)

第31条 図書館長に事故があるとき、又は図書館長が欠けたときは、副館長がその職務を代行する。

(指定管理者による管理を行わせることができる分館)

第32条 条例第11条に規定する規則で定める分館は、城南図書館とする。

(指定申請書に添付する書類)

第33条 条例第12条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 条例第12条第2項第4号に規定する基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に

2 事務局専決規程第9条は、前項の規定により専決する場合に準用する。

3 分館の館長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 所属職員の旅行命令に関する事。
- (2) 所属職員の服務に関する事。
- (3) 分館の管理及び運営に関する事。
- (4) 分館の事業の企画及び実施に関する事。
- (5) 図書館等との連絡調整に関する事。
- (6) 前各号に準ずる事。

4 副館長は、事務局専決規程第5条に規定する事項を専決することができる。

5 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。

(館長の職務の代行)

第30条 図書館長に事故があるとき、又は図書館長が欠けたときは、副館長がその職務を代行する。

(指定管理者による管理を行わせることができる分館)

第31条 条例第11条に規定する規則で定める分館は、城南図書館とする。

(指定申請書に添付する書類)

第32条 条例第12条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 条例第12条第2項第4号に規定する基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に

<p>係る納付証明書</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類 (書類等の様式等)</p> <p>第34条 この規則の規定により使用する書類等に記載すべき事項及びその様式は、教育長が別に定めるところによる。</p> <p>2 前項の様式のうち市民が作成する書類等に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。 (委任)</p> <p>第35条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>係る納付証明書</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認める書類 (書類等の様式等)</p> <p>第33条 この規則の規定により使用する書類等に記載すべき事項及びその様式は、教育長が別に定めるところによる。</p> <p>2 前項の様式のうち市民が作成する書類等に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。 (委任)</p> <p>第34条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>附 則 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。